

重 要 な 会 計 方 針

1 運営費交付金収益の計上基準

- (1) 人件費のうち退職金については、業務達成基準<独立行政法人会計基準注60の第2項(1)>を採用しております。
- (2) 一般管理費の一部については、期間進行基準<同基準注60の第2項(2)>を採用しております。
- (3) 人件費のうち退職金を除く金額、研究業務費及び一般管理費の一部については、費用進行基準<同基準注60の第2項(3)>を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40.3.31大蔵省令第15号）」を基本としております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、特許権については、特許権の有効期間に対応した償却計算をしております。

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役員及び職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされているため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

4 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資に係る機会費用の計算に使用した利率は、国債利回りを参考に0.985%を適用して計算しております。

6 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

7 会計方針の変更

当事業年度より、平成23年4月1日以降に取得した有形固定資産について、備忘価格まで償却する方法に変更しております。なお、平成23年3月31日以前に取得した資産については、変更前の減価償却方法の適用により取得価格の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上します。

また、この変更により減価償却費が112,708,115円増加し、固定負債の資産見返負債が33,279,688円減少し、資本剰余金の損益外減価償却累計額が79,428,427円増加しております。

重 要 な 債 務 負 担 行 為

当法人は、PCBを含む安定器等を機器より取り外し、別途保管しており、将来において当該安定器等の廃棄料が37百万円（概算額）かかる予定です。

重 要 な 後 発 事 象

該当事項はありません。

注 記 事 項

1 貸借対照表関係

- (1) 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額は347,826,459円です。
- (2) 減損の認識
当事業年度で減損の兆候を認識したものはありません。

2 キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	205,277,538 円
資金期末残高	205,277,538 円

3 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

期首	:	9,833,084,980	-	3,364,337,559	=	6,468,747,421
期末	:	9,833,084,980	-	3,580,125,613	=	6,252,959,367
(期首+期末)	×			1/2	=	6,360,853,394
6,360,853,394	×			0.985%	=	62,654,406

4 金融商品に関する注記

当法人は、独立行政法人通則法第47条第1項第2号に定められている預金により運用を行っています。